

【提出先】

ジェイティービー健康保険組合
 〒140-0002東京都品川区東品川2-3-11
 JTBビル4階
 TEL: 03-5796-5903

常務理事	事務長	MGR	MGR	担当

CPU処理

資格喪失年月日	令和 年 月 日
還付金	有 ・ 無

健康保険任意継続被保険者資格喪失申出書

ジェイティービー健康保険組合理事長 殿
 下記の通り、任意継続被保険者資格の喪失を申し出ます。

※太枠内をご記入ください。

		申出年月日	令和 年 月 日
ジェイティービー健康保険組合 被保険者証の		フリガナ 氏名	
記号	番号	生年月日	昭和・平成 年 月 日 (男・女)
9999			
住所	〒		TEL
資格喪失事由 (A・Bのいずれかを ○で囲んでください)	A	健康保険または船員保険に加入したため	
		添付書類 ① 任意継続保険証(扶養家族分を含む)(発行されている方のみ) ② 資格確認書(扶養家族分を含む)(発行されている方のみ) ③ 高齢受給者証(70~74歳の方のみ) ④ 新しく加入された健保組合の資格情報のお知らせのコピー	
	B	資格取得年月日 : 令和 年 月 日 この申出書が受理された翌月1日に資格喪失を希望のため (保険証は申出書に添付ではなく、資格喪失日後 5日以内に返却)	

【資格喪失事由Aの添付書類】

- ① 当組合発行の任意継続保険証(扶養家族分を含む)(発行されている方のみ)
 ※保険証紛失の場合は『任意継続健康保険証紛失届』を送付いたしますので、ご連絡ください。
- ② 当組合発行の資格確認書(扶養家族分を含む)(発行されている方のみ)
 ※保険証紛失の場合は『任意継続資格確認書紛失届』を送付いたしますので、ご連絡ください。
- ③ 当組合発行の高齢受給者証(70~74歳の方のみ)
 ※高齢受給者証紛失の場合は『高齢受給者証紛失届』を送付いたしますので、ご連絡ください。
- ④ 新しく加入された健康保険組合が発行した資格情報のお知らせのコピー
 (氏名・記号番号・資格取得年月日・健康保険組合名等が記載されたもの)

【注意事項】

1. 資格喪失事由Bの場合、申出が受理された日の属する月の翌月1日で資格喪失となります。
 但し、受理した日の属する月の保険料を納付期限までに納めなかった場合は、納付期限の翌日で資格喪失となります。
 原則、申出後の取消はできません。
 申出の受理後、当組合より受理した旨の書面を送付いたします。また、資格喪失後は当組合より『資格喪失証明書』を送付いたします。
2. 喪失月以降の保険料を納付いただいている場合は、還付となります。
 但し、任意継続の取得月と喪失月が同月の場合は、当該月分の還付はありません。
 該当の方にはこの申出書受領後に『保険料還付請求書』を送付いたします。